

富障福第 8 1 5 号  
令和 2 年 3 月 26 日

放課後等デイサービス事業所 様

富田林市福祉事務所長

新型コロナウイルス感染症防止のため小学校等臨時休業に関連した放課後等デイサービスに係る Q & A について (その 2)

日頃は本市における福祉行政の推進に格別の配慮とご協力を賜りありがとうございます。

さて、厚生労働省より令和 2 年 3 月 3 日「新型コロナウイルス感染症防止のため小学校等臨時休業に関連した放課後等デイサービスに係る Q & A について」につきまして、令和 2 年 3 月 9 日付富障福第 7 7 8 号により本市の判断基準をお示しさせていただきましたが、「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について (その 6) (令和 2 年 3 月 1 9 日付事務連絡)」が示されたことに伴い、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

春休み期間中、「新型コロナウイルス感染症防止のため小学校等臨時休業に関連した放課後等デイサービスに係る Q & A について (令和 2 年 3 月 9 日付富障福第 7 7 8 号)」の取り扱いを継続する。

尚、今後厚生労働省よりこの取り扱いについての変更等の通知があれば市ウェブサイトの障がい福祉課のページにてお知らせさせていただきますのでご確認をお願いします。

参考 : <https://www.city.tondabayashi.lg.jp/soshiki/23/36748.html>

以上

問い合わせ先 富田林市役所 子育て福祉部 障がい福祉課 前田 TEL0721-25-1000 内線 (195)
--